

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

秋田県教育委員会規則第五号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十四中

職務の級三級の職員

百分の十

を

職務の級三級の

職員

百分の十（教育委員会が人事委員会と協議して別に定める職員にあつては、百分の十五）

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則の規定は、平成三十年六月一日から適用する。